

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年 月 日付け農林水産大臣公表）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>前文</p> <p>1 (略)</p> <p>2 アフリカ豚コレラは、<u>その病原体の伝播力の強さ</u>から、ひとたびまん延すれば、 <u>(1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、</u> <u>(2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、</u> <u>(3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、</u> <u>(4) 国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。</u></p> <p>3 <u>現在、アフリカ豚コレラは、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、国際的な人及び物の往来が増加している状況を踏まえると、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。</u></p> <p>4 <u>また、アフリカ豚コレラの感染拡大には、野生動物、特に野生いのししの関与が大きいと考えられている。近年、我が国では野生いのししが増加傾向にあることから、アフリカ豚コレラウイルスが我が国に侵入し、野生いのししに浸潤した場合、早期の清浄化が困難となるおそれがある。</u></p> <p>5 <u>さらに、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。</u></p> <p>6 このため、国民、<u>海外旅行者等</u>の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>7 なお、本指針については、<u>海外におけるアフリカ豚コレラの発生状況</u>の変化、<u>科学的知見及び技術の進展等</u>があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。</p> <p>第1 (略)</p> | <p>前文</p> <p>1 (略)</p> <p>2 アフリカ豚コレラは、<u>伝播力が強いこと</u>から、ひとたびまん延すれば、</p> <p>① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、 ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、 ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、 ④ 国際的にも、アフリカ豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがある。</p> <p>3 <u>また、</u></p> <p>① <u>現在、主にアフリカ大陸においてアフリカ豚コレラの発生が継続していること</u> ② <u>近年、東欧地域でもアフリカ豚コレラの発生が確認されていること</u> ③ <u>国際的な人・物の往来が増加していること</u> <u>から、今後、我が国にアフリカ豚コレラが侵入する可能性は否定できない。</u> <u>さらに、アフリカ豚コレラは、かつて我が国に常在化していた豚コレラとの類症鑑別上、重要な疾病である。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 このため、国民、<u>旅行者等</u>の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>5 なお、本指針については、<u>海外におけるアフリカ豚コレラの発生の状況</u>の変化や<u>科学的知見・技術の進展等</u>があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。</p> <p>第1 (略)</p> |

第2 (略)

第3 異常豚の発見及び検査の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、豚コレラの類症疾病であるアフリカ豚コレラを疑う症状を呈している豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき、農場への立入り、臨床検査等の措置を講ずる。

なお、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2 検体の送付

(1) 都道府県は、豚コレラの感染が否定された結果、豚コレラ防疫指針第4の8の(1)により、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合には、同(1)により動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。また、同じく同(1)により、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、豚コレラ防疫指針第6の1の(4)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合も、同様とする。

(2) 都道府県は、(1)により必要な検体の動物衛生研究部門への送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）

第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～ウ（略）

エ 家畜の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

②（略）

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

(3) 都道府県は、(1)により必要な検体の動物衛生研究部門への送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する過去22日間における次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

① 豚等の移動履歴

第2 (略)

第3 異常豚の発見及び検査の実施

1 豚等の所有者等から通報を受けたとき等の対応

都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、豚コレラの類症疾病であるアフリカ豚コレラを疑う症状を呈している豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき対応する。

なお、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様とする。

2 検体の送付

(1) 都道府県は、豚コレラの感染が否定された結果、豚コレラ防疫指針第4の8の(1)により、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合には、同(1)により動物衛生課とあらかじめ協議した上で、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、同じく同(1)により、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、豚コレラ防疫指針第6の1の(2)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚コレラの診断を行うこととなった場合も、同様とする。

(2) 都道府県は、(1)により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）

第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～ウ（略）

エ 敷料、飼料、排せつ物等

オ 家畜飼養器具

②（略）

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

(3) 都道府県は、(1)により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

① 飼養する豚等の過去22日間の移動履歴

- ② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
- ③～④ (略)
- ⑤ 給与飼料の情報

3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(1)により必要な検体の動物衛生研究部門への送付を行った場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。)
- (4) (略)
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接する都道府県及び関係機関への連絡

4 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、2の(1)並びに第11の1の(2)及び第11の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査(ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)を行うとともに、必要に応じて、血清抗体検査も併せて行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第4 病性等の判定

第3の2の(1)により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合(それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

豚コレラ防疫指針第3の1若しくは第4の2の臨床検査の結果又は豚コレラ防疫指針第4の6の(2)若しくは(3)により行う臨床検査の結果及び豚コレラ防疫指針第4の5の(1)の①の血液検査(豚コレラ防疫指針第4の6の対応において行うものを含む。)の結果並びに第3の4の動物衛生研

- ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
 - ア 獣医師及び家畜人工授精師
 - イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
- ③～④ (略)
- (新設)

3 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(1)により必要な検体の動物衛生研究所への送付を行った場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) (略)
- (5) 消毒ポイントの設置場所の決定
- (6) 当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県への連絡

4 動物衛生研究所による検査

動物衛生研究所は、2の(1)並びに第11の1の(2)及び第11の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査(ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法)を行うとともに、必要に応じて、血清抗体検査も併せて行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第4 病性等の判定

第3の2の(1)により必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合(それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。)については、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

豚コレラ防疫指針第3の1若しくは第4の2の臨床検査の結果又は豚コレラ防疫指針第4の6の(2)若しくは(3)により行う臨床検査の結果及び豚コレラ防疫指針第4の5の(1)の①の血液検査(豚コレラ防疫指針第4の6の対応において行うものを含む。)の結果並びに第3の4の動物衛生研

究部門が行う抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、

（1）ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体法又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあつては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。

（2）抗原検査及び血清抗体検査のいずれもが終了していない場合であつて、第8の移動制限区域内でアフリカ豚コレラの発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されているとともに、病変部位の写真をはじめとする現場の状況からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、抗原検査及び血清抗体検査を除く検査の結果についての判定を行い、直ちに2の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

（1）・（2）（略）

第5（略）

第6 発生農場等における防疫措置

1 （略）

2 （略）

3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であつて、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②～⑤（略）

究所が行う抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、

① ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体法又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあつては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。

② 抗原検査及び血清抗体検査のいずれもが終了していない場合であつて、第8の移動制限区域内でアフリカ豚コレラの発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されているとともに、病変部位の写真をはじめとする現場の状況からアフリカ豚コレラの臨床症状を明確に確認できる場合には、抗原検査及び血清抗体検査を除く検査の結果についての判定を行い、直ちに2の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。

（1）・（2）（略）

第5（略）

第6 発生農場における防疫措置

1 （略）

2 （略）

3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であつて、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、豚コレラ防疫指針第7の2の（1）の場所に行う。

① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液にあつては、病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②～⑤（略）

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①～⑥ (略)

⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 汚染物品の焼却処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒 (法第 25 条)

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号) 第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。消毒は炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

5 畜舎等における殺虫剤の散布

と殺の終了後、消毒に併せて、アフリカ豚コレラウイルスを伝播する可能性がある吸血昆虫 (ダニ等) の散逸を防ぐため、畜舎内を中心に殺虫剤 (フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等) を散布する。

6 (略)

第 7 (略)

第 8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第 32 条)

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の排せつ物等

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (農場以外からの移動を除く。)

5 制限の対象外

(1)・(2) (略)

(3) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① (略)

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①～⑥ (略)

⑦ 移動経過を記録する。

(3) 焼却 (化製処理を行った上で行うものは除く。) 又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒 (法第 25 条)

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号) 第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、第 13 に掲げる消毒液を用いて行う。

(新設)

5 (略)

第 7 (略)

第 8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 (法第 32 条)

1～3 (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 敷料、飼料、排せつ物等

(5) 家畜飼養器具

5 制限の対象外

(1)・(2) (略)

(3) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① (略)

- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア～ク (略)
 - ケ 移動経過を記録し、保管する。
 - ③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- (4) ・ (5) (略)

第9 (略)

第10 (略)

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第3の2の(3)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等(以下「疫学関連家畜」という。)を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から③までに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う((1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。)とともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

- ①・② (略)
- (削除)

- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
 - ア～ク (略)
 - ケ 移動経過を記録する。
 - ③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
 - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。
- (4) ・ (5) (略)

第9 (略)

第10 (略)

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも22日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人(獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等)及び車両(飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等)の出入り、飼料(食品残さを含む。)の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究所に送付する。

- ①・② (略)
- ③ 病性等判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている豚等

③ 第4の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

なお、病性等判定日から遡って22日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている豚等について、疫学関連家畜とする。

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後15日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、PCR検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日を経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、(1)と同様に検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

3 (略)

4 (略)

第12 (略)

④ 第4の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

(新設)

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、PCR検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日を経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、(1)と同様に検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。

3 (略)

4 (略)

第12 (略)

(削る)

第 13 家畜の再導入
豚コレラ防疫指針第 14 を準用。

第 14 発生の原因究明
豚コレラ防疫指針第 15 を準用。

第 15 その他
豚コレラ防疫指針第 16 を準用。

第 13 消毒薬
アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消毒薬が有効である。

第 14 家畜の再導入
豚コレラ防疫指針第 14 を準用。

第 15 発生の原因究明
豚コレラ防疫指針第 15 を準用。

第 16 その他
豚コレラ防疫指針第 16 を準用。